神栖市次世代学校配置・施設整備計画最適化事業業務委託 仕様書

本仕様書は、本業務を実施するにあたり、必要な事項を定める。なお、仕様書の解釈または内容に疑義が生じた場合は、本市担当職員の指示に従うものとする。

１ 業務名

神栖市次世代学校配置・施設整備計画最適化事業業務委託

２ 目的

本市では、全国的な少子化を背景に、市内小中学校の小規模化が進み、教育上や学校運営上の様々な課題が顕在してきたことから、各種計画を策定し、児童生徒のよりよい教育環境の整備と教育の質のさらなる充実に努めてきた。

具体的には、「神栖市学校適正規模適正配置基本計画」（平成 22 年度）及び同改訂版（平成 28 年度）を策定し、波崎東小学校と明神小学校の統合、矢田部小学校や土合小学校の統合、幼稚園の編入などを行っている。さらに、幼稚園、保育所及び認定こども園についても、「神栖市子どものための施設等再編基本計画」（平成 27 年 12 月）を策定し、未就学児に利用される施設の再編整備を進めてきた。

また、学校施設及び公立幼稚園（以下、「学校施設等」という。）を含む学校教育系施設等については、「神栖市学校施設等長寿命化計画」（令和２年３月策定)により、施設の長寿命化と維持に伴うコスト縮減及び予算の平準化に努めている。

しかし、少子化の加速に伴い、市内小中学校の半数以上が市の適正規模基準（小学校:おおむね１２学級以上、中学校：おおむね９学級以上）を下回る状況が続いている。さらに、多くの学校施設等の老朽化が喫緊の課題となっており、子どもたちが安全かつ安心して学べる教育環境の再検討と整備を図る必要がある。

本業務は、これらの現状を踏まえ、「神栖市次世代学校配置計画」の策定及び「神栖市学校施設等長寿命化計画」の改訂を総合的に支援し、適正規模・適正配置の施設整備の最適化を目的とする。

３ 委託期間

業務委託契約の翌日から令和１１年３月３０日（金）まで
（ただし、成果品の納期限は別途協議の上、定めるものとする。）

４ 策定体制

本業務は（仮称）神栖市次世代学校配置計画策定委員会及び（仮称）庁内検討会議の協議に基づき推進し、必要に応じて茨城県等の関係機関とも調整・協議を行う。

受託者は、上記会議の資料作成、会議運営支援及び議事録作成を行い、円滑な業務遂行に寄与するものとする。

また、市民意向調査の実施及び住民説明会の企画運営をはじめ、市民参画の体制整備

に関しても支援を行うこと。

５ 準拠する法令等

本業務は、下記に示す関連法令及び規則等に準拠するとともに、本仕様書及び関連各種計画との整合に十分留意して行うこと。

（１）教育基本法
（２）児童福祉法
（３）学校教育法
（４）公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律
（５）義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律
（６）公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引（令和８年８月／文部科学省）
（７）公立小・中学校の適正規模について（指針）（平成２０年４月／茨城県教育委員会）
（８）学校施設の長寿命化計画の見直しに向けたコスト試算等に係る解説書（令和５年３月／文部科学省）
（９）神栖市財務規則
（１０）その他関係法令及び規則

６ 業務内容

本業務は、「神栖市次世代学校配置計画」の策定及び「神栖市学校施設等長寿命化計画」の改訂を包括的かつ確実に遂行するため、以下の内容を含むコンサルティング業務を包括的に遂行すること。なお、以下に明示のない事項であっても、業務完遂に必要と認められる作業については適宜提案し、実施するものとする。

Ⅰ 前提条件の整理

①現状の包括的把握と現状カルテの作成

・市が提供する関係資料に基づき、幼児施設（保育所・幼稚園等）の園児数･入所児童数の推移及び利用状況等を調査・分析する。
・児童生徒数、学級数、教室･諸室の構成、施設の立地環境、改修履歴、劣化状況等を精査し、学校施設等の現状カルテを作成する。
・通学区域、通学環境、災害リスク等の基礎資料を収集・整理する。
・公立幼稚園だけでなく、私立幼稚園、公・私立保育所、認定こども園、地域型保育事業等の定員・在園児数（過去・現在）及び利用率、待機児童（保留児童）の状況を把握・整理する。

②市民意向調査の実施

・小中学校児童生徒の保護者及び、未就学児（0～5 歳児）の保護者を対象としたアンケート調査を実施し、再編に関する市民意向及び認識の把握と広報周知を行う。

・調査の実施にあたっては、調査票の設計（設問作成）、回答用 Web システムの構築・運用、回収データの集計及び分析、結果報告書の作成までを一連の業務として行う。

・調査票は学校及び幼児施設、乳幼児健診等の機会経由で配付し、回答はインターネット経由で収集する。

③児童生徒数及び学級数の見通し

・住民基本台帳や国勢調査等の客観的データに基づき、町丁字別・1 歳階級別・男女別の推計をコーホート要因法を用いて実施する。

・大字別、学校区別ごとにおおむね 20 年間の未就学児及び児童生徒数及び学級数の見通しを算出するとともに、就労状況の推移等に基づく教育ニーズの将来予測を行い、推計報告書として取りまとめる。

④課題の整理

・学校教育の適正配置における優先度を明確にするため、教育環境（幼児教育・学校教育）、地域のまちづくり、通学環境、及び行財政等の多角的な視点から課題を整理し、教育環境の維持・向上に向けた論点を抽出する。

・他市町村の先進事例を調査・整理し、課題克服に向けた各種手法をタイプ（類型）別に分類・提示するとともに、幼稚園が果たすべき役割（公立・私立の役割分担、幼保連携型認定こども園への移行、保育所等との統廃合、こども誰でも通園制度等の新制度への対応等を含む）を整理する。

Ⅱ　神栖市次世代学校配置計画の策定

①適正規模・適正配置の基本的な考え方の整理

本市の教育・方針を踏まえ、将来の望ましい教育環境の要件と義務教育施設及び幼児施設の配置の基本方針を明確化する。

②複数の適正配置パターンの検討と絞り込み

・学校の統廃合や、学区変更を含む複数の再編パターンを作成し、GIS（地理情報システム）を活用したシミュレーションにより、将来の児童生徒数や地理的要因を考慮した検証を行う。なお、シミュレーションに必要な GIS データ及びデータ形式については、別途協議するものとする。

・幼稚園については、就園・保育ニーズの推移に応じ、認定こども園化、統廃合、私立園への移管を含む複数の再編パターンを作成する。

・各パターンのメリット・デメリットを整理・比較し、実現可能性の高い案への絞り

込みを行う。

③適正配置（案）の作成

・文部科学省の「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」や茨城県教育委員会の「公立小・中学校の適正規模について(指針)」ならびに内閣府（こども家庭庁）の「子ども・子育て支援新制度」に関する各種指針等に基づき、国の適正規模指標や通学(園)距離基準を踏まえた上で、地域事情を反映した再編パターンをまとめ、適正配置（案）及び幼児施設整備計画（案）を作成する。
・なお、再編パターンの検討にあたっては、学校施設等の長寿命化や他用途への複合化、地域コミュニティとの共用等、先進事例を踏まえた施設活用の方向性についても配慮すること。

④計画書（案）・概要版のとりまとめ及び印刷原稿作成

・計画書の最終案を取りまとめ、レイアウト等のデザイン案を提案し、本市と協議の上で印刷原稿及びホームページ掲載用 PDF 原稿を作成する。なお、幼児施設に関しては、本冊とは別に「幼稚園再編方針（簡易製本）」及び「幼児施設整備計画業務実施報告書」として独立して取りまとめるものとする。
・概要版も同様に作成し、市民及び関係者への周知に配慮する。

⑤推進に向けた課題整理及び年次ロードマップ作成

・実施にあたっての具体的課題やハードル、及びその解決策を整理し、教育委員会のみならず全庁的な推進体制の構築方針を明示する。
・児童生徒数及び未就学児数の推移や見通し、施設老朽化状況を加味した年次ごとのロードマップを作成し、着実な進行管理を可能とする。

⑥会議等の運営支援

・外部有識者等による「検討委員会」（令和９年度３回程度、令和１０年度２回程度）及び部課長級等による「庁内検討会議」（令和９年度３回程度、令和１０年度２回程度）に出席し、円滑な運営のための資料作成、運営補助、議事録作成等を行う。
・本業務を円滑に遂行するため、各年度４回程度（令和８年度は１回程度）の打ち合わせ協議を実施する。

⑦業務スケジュールの管理（マイルストーンの設定）

・本業務の着実な進捗を図るため、本市と協議の上、詳細な工程管理表を作成する。
・各年度において、現状分析・市民意向調査結果の集計、複数パターンの提示、絞り込み案の作成、計画案（たたき台）のとりまとめ等の各段階において、本市への適切な報告及び合意形成を図りながら業務を進めるものとする。

Ⅲ　神栖市学校施設等長寿命化計画の改訂

①現行計画の進捗確認とデータ更新

・現行の学校施設等長寿命化計画に基づく進捗状況の確認を行い、必要に応じて関連データを最新の状況に更新する。

②学校施設整備の基本方針等の見直し

・神栖市次世代学校配置計画との整合を図りつつ、見直しを行う。特に、公立幼稚園等の統合・廃止・認定こども園化に伴う、解体費や改修費、他用途への転用・複合化に係る施設整備の方針について整理する。

③実施計画及び継続的運用方針の見直し

・策定した基本計画、現況カルテ及び整理した課題を踏まえ、学校施設等の長寿命化計画、整備計画の見直しを行う。
・財政負担を平準化するため、維持・更新コストの将来見通しや課題の整理、活用可能な各種補助制度（文部科学省の学校施設関係補助金に加え、こども家庭庁の施設整備国庫補助金等を含む）の検討・見直しを実施する。
・長寿命化計画を実効性のあるものとするため、推進体制及びフォローアップ体制の更新・構築を行う。

④計画書と印刷原稿のとりまとめ、PDF 作成

・改訂計画の最終版を編集・校正し、市の承認を得た上で、印刷用原稿ならびにホームページ等に掲載する PDF データを作成する。

⑤庁内検討会議の運営支援

・部課長級職員で構成される庁内検討会議（令和９年度１回程度、令和１０年度２回程度）に出席し、円滑な運営のための資料作成、運営補助、議事録作成等を行う。
・本業務を円滑に遂行するための打ち合わせ協議は、「Ⅱ　神栖市次世代学校配置計画の策定」における打ち合わせ協議と同一（一体的）で実施するものとする。

Ⅳ　市民参画

①住民説明会の実施

市民理解の促進と意見聴取を目的に、本市で住民説明会を令和９年度・令和１０年度それぞれ１０回、計２０回程度、８中学校区（公民館等）と市役所・波崎総合支所で開催する。開催にあたり、受託者は、参加者の理解を促進するための説明用スライド、パンフレット、FAQ 等の資料作成支援（学校配置だけでなく、幼稚園再編・幼児施設整備に関する内容を含む）、及び当日の運営補助（受付・記録等）を行う。

②パブリックコメント等の実施及び運営支援

受託者は、住民説明会等で収集した市民意見を内容ごとに整理・分析し、「神栖市次世代学校配置計画案」に関するパブリックコメントを実施時の公告文案や公開回答案の作成支援とともに、計画へ反映するための報告書として取りまとめる。

7 成果品

本業務の成果品は、以下のとおりとし、納入場所は、神栖市教育委員会学務課とする。製本、データの仕様等の詳細については、受託者と協議するものとする。

【令和８年度】納期限　令和９年２月２６日（金）

（１）園児･児童生徒数及び学級数推計報告書（電子データ）

【令和１０年度】納期限　令和１１年３月３０日（金）

（１）アンケート調査結果報告書（電子データ）

（２）神栖市次世代学校配置計画書（幼児施設整備計画を含む）、５０ページ程度
　　簡易製本　５部

（３）神栖市次世代学校配置計画書概要版（幼児施設整備計画を含む）、８ページ程度
　　簡易製本　５部

（４）幼稚園再編方針（簡易製本）　５部

（５）幼児施設整備計画業務実施報告書　５部

（６）神栖市学校施設等長寿命化計画の改訂　一式

（７）神栖市学校施設等長寿命化計画改訂 概要版リーフレット
　　Ａ４判、４ページ、カラー、コート紙　５部

付記：上記成果品は編集可能な Word、Excel、PowerPoint、PDF データを含み、CD-ROM 等電子媒体で納入する。納入に際しては市と調整の上、提出する。

なお、成果品（４）及び（５）には、第Ⅰ章～第Ⅲ章に定める「未就学児の保護者へのニーズ調査分析」「認定こども園化や保育所との統廃合等の複数パターンの比較検証」の結果が具現化された内容を含むものとする。

8 支払い

本業務は、債務負担行為に基づき実施されるものであり、各年度における支払限度額は以下のとおりとする。

令和８年度　　２，８６０，０００円
令和９年度　　９，７９０，０００円
令和１０年度　６，２５９，０００円

各年度の部分払いの回数及び時期は、別途協議の上、決定する。

なお、部分払いは、当該年度の支払限度額の範囲内においてのみ執行されるものとする。

９ 注意事項

（１）受託者は、神栖市情報公開及び個人情報保護に関する条例（平成１１年神栖町条例第１号）を遵守し、業務上知り得た個人情報等漏洩を厳禁とする。業務終了後も同様とする。

（２）業務の履行にあたり、市教育委員会学務課職員と緊密に連絡をとり、必要に応じて市庁舎での直接面談・打ち合わせに応じること。

（３）成果品に不良箇所が判明した場合、速やかに本市の指示に基づき補正・訂正等を行い、そのための費用は受託者負担とする。

（４）成果品の所有権・著作権・利用権は納品時に本市へ移転し、本市に帰属する。

１０ その他

（１）受託者は業務着手前に作業方針書を提示し、本市の承諾を得ること。

（２）受託者は関連文献・情報を常に収集し、十分な調査をすること。

（３）必要な情報は、所有者から直接入手し、管理すること。

（４）引用文献等は、必ず出典を明記すること。

（５）業務で収集した資料は本市へ提出すること。

（６）画商に必要な申請等は受託者が行うこと。

（７）本市貸与資料に損害・紛失等の重大過失があれば受託者が責任を負う。

（８）仕様書に定めのない事項や疑義は、別途協議するものとする。